

# 2021年度（第13期）事業計画

（2021年2月1日～2022年1月31日）

## 1. 2021年度募集の奨学生

（1）2021年度に募集する奨学生（6月給与・貸与開始分）については、指定校を下記の28校とし、募集人員を30名とする。2020年からの奨学生5名が残っているので、2021年6月以降の奨学生は合計35名となる。尚、令和2年7月現在の奨学生は、累計で418名となり、令和3年3月には不合格を含め法科大学院を卒業する奨学生が合計413名となる。法科大学院を卒業した法科大学院生からの返還金が2021年度は合計金4,300万円（2021年2月から235名、6月から254名、9月から257人から返済を受ける。）見込める配当金も240万円余の収入があるので、募集人員を30名とする。

（2）本年度新規に法科大学院学生30名の奨学生を募集する。

本年度採用の奨学生の給与・貸与の合計金額は2,400万円となる。

$$30 \text{ (人)} \times 10 \text{ (万円)} \times 8 \text{ (6月から翌年1月の8ヶ月)} = 2,400 \text{ 万円}$$

（2021年6月から2022年1月までの分）

（3）本年度の奨学生を推薦依頼する法科大学院等について

ア. 募集する学生の学年と人数

法科大学院 3年生 25名（1年間）・同2年生 5名（2年間）

イ. 奨学生を推薦依頼する法科大学院

奨学生を募集するにあたり、全国の法科大学院を対象とすると募集手続のために時間と労力の負担が重く当財団の事務処理能力のうえから困難である。そこで、全国の法科大学院のうち合格者数と合格率及び法科大学院の推薦実績等を考慮して下記法科大学院28校から奨学生候補者の推薦を依頼する。但し、推薦を依頼する人数は、推薦者のない法科大学院もあるので、39名とする。

東京大学（4名）、中央大学（3名）、早稲田大学（3名）、京都大学（3

名)、一橋大学(2名)、神戸大学(2名)、北海道大学(1名)、東北大学(1名)、慶應大学(1名)、明治大学(1名)、日本大学(1名)、首都大学東京(1名)、創価大学(1名)、筑波大学(1名)、上智大学(1名)、法政大学(1名)、専修大学(1名)、学習院大学(1名)、千葉大学(1名)、名古屋大学(1名)、同志社大学(1名)、立命館大学(1名)、大阪大学(1名)、大阪市立大学(1名)、関西学院大学(1名)、関西大学(1名)、岡山大学(1名)、広島大学(1名)、九州大学(1名)、

#### (4) 奨学生の決定方法

前記(3)の法科大学院から推薦された候補者を書類選考により第一次合格者を決定し、この合格者全員に対し当財団理事・評議員のうち2名以上の役員がそれぞれの合格者に対し面接をしたうえ奨学生30名を決定する。奨学金を希望する候補者が面接に来るための交通費は財団が全額負担する。

また、新たに募集する奨学生のうちこれまで特別枠の奨学生は、政令指定都市以外の都市の法律事務所に5年以上勤務したとき奨学金の返還を全額免除するものであったが、これまで合格者が少ないうえ合格しても政令指定都市以外の都市で弁護士登録する奨学生が出ないので廃止する。

(5) 2021年2月1日から2022年1月31日までの奨学生に対する給与及び貸与の合計額は、4,160万円になる(内訳:既存の奨学生34名分のうち2月~5月迄の奨学生29名について1,160万円・5名について600万円、本年度採用する奨学生30名分2,400万円(6月から翌年1月分までの8ヶ月)。このうち給与額は、30%であるので合計1,248万円となる。

## 2. 研修会及び講演会の実施

大学生・法科大学院生・司法修習生・弁護士等に対する法曹倫理の研修及び講演会を1回行う。実施する時期は新型コロナ問題が収束してから決定する。尚、奨学生及び法科大学院を卒業した奨学生全員に通知を出し、奨学生及び合格者については出席を義務化する代わりに往復に要する交通費は全額

財団の負担とする。

以 上